(様式5)

最終更新日:令和7年10月28日

## 一般社団法人日本ろう者スキー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目		- ハル・プロドの・プァハコート・F-ス加ス国件内のア歴リル		
通し番号	原則	審査項目	自己説明	
1	[原則1] 組織運営等に 関する基本計画を策定 し公表すべきである	策定し公表すること	11 = 111 1	【証書1】中長期計画(FY2023~2029) 【証書2】令和5年度理事会議事録(202306) 【証書54】協会HPメニュー画面
2	[原則1] 組織運営等に 関する基本計画を策定 し公表すべきである	及び育成に関する計画を策定し公表すること	■審査基準(1)について 中長期計画アクションプラン1、2で「2023年度までにインテグリティの確保」、「2025年度までに組織体制を強化」を重要目標に揚げ、その中で戦略1、戦略2という形で人材育成計画を策定している。例えば戦略1では理事、加盟チームの強化スタッフは毎年JPCが主催しているインテグリティ教育、コンプライアンス研修の受講の義務付け、戦略2では各理事とも自チームのみならず協会視点すなわち高い視点に立って幅広い議論ができることを理事会運営方針にしている。 ■審査基準(2)についてアクションプラン1、2を盛り込んだ中長期計画を協会HPで公表している。 http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf ■審査基準(3)について加盟チームから選出された理事で幅広い意見を聞きながら中長期計画の検討、策定を行っている。また、コンプライアンス面において、ガバナンス及びコンプライアンスに詳しい顧問弁護士に、実務面などの相談、アドバイスを頂いている。	【証書1】中長期計画(FY2023~2029) 【証書54】協会HPメニュー画面 【証書2】令和5年度理事会議事録(202306)

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	冰果	田旦久口	自己説明	証憑書類
通し留ち	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	定し公表すること		【証書1】中長期計画(FY2023~2029)
4	営を確保するための役 員等の体制を整備すべ	女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上になるよう理事会規程第6条2項及び第3条5項で定めている。また、理事の選任に当たって加盟チームから公平に役員を選出するよう役員選考委員会で人選を考慮している。また役員改選の過度期に於いてスムーズな会務引継ぎができ	【証書10】理事会規程 【証書11】役員選考委員会規程 【証書12】令和7年度役員名簿 【証書66】令和5年度役員選考委員会議事録 (202308)

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<b>ル</b> スカリ	<b>街旦</b> 次口	自己説明	証憑書類
5	営を確保するための役	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	■審査基準(1)、(2)について 当協会は、一般社団法人のため、評議員会を設置していない。	資料なし
6	営を確保するための役		■審査基準(1)、(3)について H31年(2019年)度より加盟チーム毎にアスリート委員会を毎年1回以上開催している。アスリート委員会でアスリート選手から出た意見は当該チームの強化スタッフで共有、チームの強化事業計画に反映させるシステムを取っている。また、加盟チーム毎に実施したアスリート委員会で、上部組織(協会執行部)に持ち上げるべき事案が生じた場合は、理事を兼ねているチーム代表を通して理事会に提起するシステムにしている。 ■審査基準(2)について 加盟チームを横断するアスリート委員会の設立は、例えばカーリングチームは屋内リンク競技かつ団体競技、それ以外はスキー場で行われる個人競技といったふうに競技方法が異なること、チーム(選手)評価方法が異なること、それを統括している健聴者のNF団体が異なることから現時点では非常に難しい状態である。何れにせよアスリート委員会の委員の中から理事を選出して理事会に理事を送り込む必要性は感じているので、今後の検討課題にする。	【証書13】定款(20190630) 【証書15】アスリート委員会規程 【証書67】アスリート委員会開催通知
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の 確保を図ること	■審査基準(1)について 理事会の実効性を担保するために、役員の選任に当たって加盟チームの中から公平に役員を2~3 名ずつ選出、選出される役員も聴覚障がい者役員だけでなく聴者の役員も同時に選出可能にするな ど、全体として役員をバランスよく配置できるよう役員選考委員会で人選方法を考慮している。ま た、理事会も理事会規程第8条5項にも記載しているようにオンライン会議システムにより適時迅速に 開催することが可能であり、手話やチャット機能を活用しているので理事間のコミュニケーションに も問題はない。	【証書10】理事会規程 【証書11】役員選考委員会規程 【証書12】令和7年度役員名簿 【証書66】令和7年度役員選考委員会議事録 (202509)

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<i>M</i> , (A)	HE XI	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な組織運	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設	■審査基準(1)について	【証書10】理事会規程
	営を確保するための役	けること	理事会規程第5条で、「役員は就任時(就任年度の4月1日現在)においてその年齢が75歳未満	【証書12】令和7年度役員名簿
8	員等の体制を整備すべ	①理事の就任時の年齢に制限を設けるこ	でなければならい」と明記し、役員等の新陳代謝を図る仕組みにしている。	
	きである。	۷		
	[原則2]適切な組織運	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設	■審査基準(1)について	【証書10】理事会規程
	営を確保するための役	けること	理事会規程第4条で、「理事、監事の任期はそれぞれにおいて通算で最長 8 年(4 期)までとす	【証書12】令和 <mark>7</mark> 年度役員名簿
	員等の体制を整備すべ	②理事が原則として10年を超えて在任す	る」「理事、監事が最長の任期を全うした場合でも、離職 2 期(4 年)以上経過すれば、再度、本	
	きである。	ることがないよう再任回数の上限を設け	協会の理事、監事となることができる」「前2項の定めに関わらず、国際ろうスポーツ委員会等の	
		ること	役職に指名された場合等には、任期は最長で 12 年(6 期)とすることができる」と明記し、役員等	
			の新陳代謝を図る仕組みにしている。	
			現在、10年を超えて在任する理事はいない。	
9				
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<b>原</b> 則	<b>番耳</b> 垻日	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	者選考委員会を設置し、構成員に有識者	■審査基準(1)、(2)、(3)について 2022年10月に理事会から独立した理事会諮問機関の役員選考委員会※を設置している。 ※加盟チームから公平に選出した代議員、事務局長及び顧問弁護士で構成	【証書11】役員選考委員会規程 【証書61】令和7年度役員選考委員会名簿 【証書66】令和7年度役員選考委員会議事録 (202509)
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	■審査基準(1)について 法令を遵守するために必要な各種規程等を整備し、協会HPで公開している。 http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/teikan.pdf http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/rinrikitei.pdf 理事、監事は定款第27条、28条の定めにより法令で定める職務を遂行する他、役員及び職員は倫理規程第2条、4条の定めにより法令及び本協会の定める規則を遵守しなければならない、と明記している。 また、倫理規程第7条で、違反した際の処分等について定め、法令順守の実効性を高めている。	【証書13】定款(202 <u>50629)</u> 【証書16】倫理規程
12	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	すること	■審査基準(1)について 法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、「社員総会等の運営に関する規程」、「理事会規程」、「理事分享規程」、「事務分享規程」、「加盟チーム規程」、「旅費交通費規程」、「財務規程」、「寄附金取扱規程」、「広告掲載取扱規程」、「諸謝金支給規程」、「入会を・会費規程」、「休会及び復会規程」、「慶弔見舞規程」、「表彰規程」、「入会及び退会規程」、「危機管理規程」、「文書取扱規程」、「情報公開規程」、「個人情報保護規程」、「の部通報制度に関する規程」、「稟議規程」、「反社会的勢力対応規程」、JADA、J-Fairness加盟に必要な「アンチ・ドーピング委員会規程」、「危機管理委員会規程」、「女性スポーツ委員会規程」等を整備し、協会HP上で公開している。 http://japandeafski.jp/about/associationoutline/%e5%ae%9a%e6%ac%be%e3%83%bb%e8%a6%	【証書39】寄附金取扱規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	(永久)	<b>世旦次口</b>	自己説明	証憑書類
13	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	すること		【証書34】社員総会等の運営に関する規程 【証書10】理事会規程 【証書63】理事分掌規程 【証書17】事務分掌規程 【証書18】加盟チーム規程 【証書19】旅費交通費規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。		現時点で当協会は役職員に対する報酬等は発生しないため、「役職員の報酬等に関する規程」を整	資料なし
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。		■審査基準(1)について 法人の財産に関する規程として、「資産管理運用規程」を整備し、協会HP上で公開している。 http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/shisankanrikitei.pdf	【証書36】資産管理運用規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/沃只J	<b>省旦</b> 模日	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	すること		【証書18】加盟チーム規程 【証書37】指定強化選手選出規程 【証書38】強化スタッフ規程 【証書20】広告掲載取扱規程 【証書39】寄附金取扱規程 【証書1】中長期計画(FY2023~2029)
17	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会では、「強化委員会規程」第3条で、国際競技会への選手選考、派遣に関する事項を強化委員会で実施することを定めている。そして、強化委員会では、加盟チームから提出されるデフリンピック日本代表選手選考に必要な推薦名簿推薦名簿について、「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程」、および「日本代表選手選考基準」に基づいて各チームが適正に選考されているかどうかを審査している。  ■審査基準(2)について選手の権利保護については、不正行為(ドーピング、八百長)、パワハラやセクハラ、差別、そして違法ドラッグ、未成年の飲酒、SNSの不適切な利用を未然に防止し、選手の権利を保護するための「ドーピング防止規程」、「倫理規程」、「競技者等行動規範」、「ソーシャルメディア利用管理規程」を整備することで選手の権利保護に努めている。  ■審査基準(3)について日本代表選手選者結果に不服がある場合には日本スポーツ仲裁機構に不服を申し立てることがで	規程 【証書42】ドーピング防止規程 【証書16】倫理規程 【証書43】競技者等行動規範 【証書44】ソーシャルメディア利用管理規程 【証書68】令和5年度アルペンスキーチーム日 本代表選手選考基準 【証書69】令和5年度アルペンスノーボード日

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	N, X,	田丘次口	自己説明	証憑書類
18		(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	■審査基準(1)について 当協会は独自の審判員制度がないため、本審査項目は適用されない。	資料なし
19	必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	2021年4月より弁護士と顧問契約を締結し、法律問題について常に相談が可能な体制を構築して	【証書45】顧問規程 【証書46】顧問契約書 【証書47】令和7年度組織図(202510) 【証書16】倫理規程 【証書57】処分手続規程
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	等については、理事会の下に「倫理委員会」を開催、これらを議論、策定している。これとは別に	【証書57】処分手続規程 【証書48】倫理委員会議事録5年分(FY2018~2022) 【証書49】倫理委員会名簿(FY2023~2024)

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	CANN	田旦次口	自己説明	証憑書類
	[原則4]コンプライア	(2) コンプライアンス委員会の構成員に	当協会では、平時のコンプライアンス体制の変更並びに体制の確認、コンプライアンス関連の報告	
	ンス委員会を設置すべ	弁護士、公認会計士、学識経験者等の有	等については、理事会の下に「倫理委員会」を開催、これらを議論、策定している。これとは別に	
	きである。	識者を配置すること	「処分手続規程」第3条で定める違反行為等、コンプライアンス関連の不祥事が発生した場合は、会	
			長の諮問により「倫理委員会」を開催し処分審査を行う体制になっている。今後は「倫理委員会」を	
			発展的に解消し、コンプライアンス全般を扱う機能を持たせた「コンプライアンス委員会」を2025	
			年9月までに発足させる予定である。尚、現状の「倫理委員会」が行っている状況については以下の	
			通りである。	
			■審査基準(1)について	
0.4			現在の倫理委員会委員(委員数9名)の構成は次のとおりである。	
21			① 2021年4月より弁護士1名を学識経験者として配置	
			② 会長を委員長に配置し、副会長、事務局長、理事等、当協会内部状況に精通している者を	
			委員として配置している。	
			③ 加盟チームのチーム代表、強化コーチを委員として配置し、各種目の実態に詳しい人を委員	
			に加えている。	
			④ 外部有識者について、デフスポーツ団体の統括団体という高度な知見または専門性に	
			期待して2019年度から2022年度まで全日本ろうあ連盟スポーツ委員長、事務局長を選任	
			した。2023年夏から筑波技術大学の教授を1名、学識経験者として配置	
	「匠則に〕っいプラノマ	(1) NF役職員向けのコンプライアンス	■ 虚木甘淮 (1) たついて	【証書1】中長期計画(FY2023~2029)
	」		■番宜基準(17 について 中長期計画アクションプラン1で「2023年度までにインテグリティの確保」を重要目標に揚	【証書1】 中夜朔計画(172023, 2023) 【証書50】令和7年度JPCインテグリティ研修実
	と実施すべきである	教育を美施すること		施要項
	を実施すべるである		り、その中で次の具体的な打動計画を東定している。 ① 全員がスポーツ・ガバナンスコード体系について理解を深め、知識を共有する	
			② スポーツ・ガバナンスコード体系に グい と 達解を 未め、 知識を 共有する ② スポーツ・ガバナンスコードに則った規程整備、 行動指針を策定し、外部に公開する	
			③ 全員が規程を遵守し、行動指針に則った行動をする	
			② 主負が残性を思うし、11動相刺に関うた11動をする	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	
22			これを受けて、協会理事・監事は、全員が令和4年度から毎年JPCJが主催しているインテグリティ	
			教育(オンライン)受講してきたが、組織運営を担うNF役職向けのコンプライアンス教育としては	
			不十分である。よって、2027年3月までに次の何れかのNF役職向けコンプライアンス教育を実施する	
			ことを中長期計画戦略1に「役職向けのコンプライアンス教育を実施する」を追記するとともに、当	
			該教育を実践していく。	
			① 顧問弁護士によるNF役職向けのコンプライアンス教育	
			② スポーツガバナンスコードの勉強会	
			③ 日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断等を事例にしたグループ討議	
			The state of the s	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	が共り	街旦次口	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	ンス教育を実施すること	中長期計画アクションプラン1で「2023年度までにインテグリティの確保」を重要目標に揚	【証書1】中長期計画(FY2023~2029) 【証書50】令和7年度JPCインテグリティ研修実施要項
24		(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	■審査基準(1)について 当協会は独自の審判員制度がないため、本審査項目は適用されない。	資料なし
25	の体制を構築すべきで	ポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ul> <li>■審査基準(1)について</li> <li>法律・法務等についても、2021年4月より弁護士と顧問契約し、ガバナンスの整備について指導を受けるとともに、日常的に相談できるルートを確保している。</li> <li>■審査基準(2)について 税務、会計については、隔年実施している日本スポーツ振興センターによる実態調査で会計専門家による監査を受けている。また、その時に会計専門家から指摘を受けた場合は、直ちに会計方法にミスがないかどうかを当該会計専門家に確認しながら是正措置を行い、財務規程に反映させるなど歯止め処置を行っている。</li> </ul>	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<i>10</i> , 13	BEAL	自己説明	証憑書類
26				【証書13】定款(202 <u>506</u> ) 【証書9】財務規程 【証書72】令和7年度監事名簿
27		イン等を遵守すること	当協会は「競技力向上事業補助金」という名目の国庫補助金を受け取っている。この国庫補助金の 利用に関して、適正な使用のために「スポーツ振興助成<会計処理の手引>」、「競技力向上事業	【証書51】令和7年度スポーツ振興助成【会計処理の手引】 【証書52】令和7年度競技力向上事業【JPC事務手引き】
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。		■審査基準(1)について 当協会は、非営利性を徹底した法人のため公益法人の会計基準を採用、法令に基づいて作成した財務情報(貸借対照表、収支会計決算書、財産目録)等を「情報公開規程」により協会HP上で公開している。そして、これらの法定備置書類の閲覧も協会事務所備え置きにより閲覧できるようにしている。	【証書3】令和6年度団体としての収支会計決算書 【証書4】令和6年度団体としての貸借対照表 【証書5】令和6年度団体としての財産目録 【証書6】令和7年度団体としての予算書 【証書9】財務規程 【証書29】情報公開規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	MAXX 3	H L XI	自己説明	証憑書類
	[原則7]適切な情報開	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も		【証書41】代表選手(国際大会派遣選手)選考
	示を行うべきである。	主体的に行うこと	冬季デフリンピック日本代表選手候補の選考基準及び手続方法を明記した「代表選手(国際大会派	
		① 選手選考基準を含む選手選考に関する	遣選手)選考規程」を整備し、協会HP上に公開している。	【証書54】協会HPメニュー画面 【証書68】令和5年度アルペンスキーチーム日
		情報を開示すること	また、カーリングチームを除くアルペンスキーチーム、アルペンスノーボードチーム、スノーボー	本代表選手選考基準
			ドフリースタイルチームについては、個人競技のため推薦順位名簿の最低ラインにするかを決めるシ	【証書69】令和5年度アルペンスノーボード日
			ンプルな選考方法として選考基準を数値化した「日本代表選手選考基準」を設けている。これらの	本代表選手選考基準
29			「日本代表選手選考基準」は協会HP上に開示するとともに対象となる選手にSNSを通して通知して	【証書70】令和5年度スノーボードフリースタ
			いる。	イル日本代表選手選考基準
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun AS 20th.pdf	【証書71】令和5年度カーリングチーム日本代 表選手選考基準
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun SB 20th.pdf	<b>父</b> 丛丁丛·万坐十
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun SBF 20th.pdf	
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun CU 20th.pdf	
	[原則7]適切な情報開	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も	■審査基準 (1) について	【証書54】協会HPメニュー画面
	示を行うべきである。	主体的に行うこと	当協会のガバナンスコードの遵守状況に関する情報を令和3年3月から協会HP上に公開、見直しが	
20		② ガバナンスコードの遵守状況に関する	行われる都度、改訂版を公開している。	
30		情報等を開示すること		
			<mark>2025年10月</mark> 現時点で、第 <mark>4</mark> 回目の改訂版を協会HP上に公開中	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/explanation/self-explanation2022.pdf	
	[原則8]利益相反を適	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事	■審査基準(1)について	【証書55】利益相反規程
	切に管理すべきである	者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切	「利益相反規程」を整備し、協会HP上に公開している。	【証書56】利益相反に関する自己申告書
		に管理すること	http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/riekisouhankitei.pdf	
			また、重要な契約について客観性・透明性を担保するために、相見積もりを提出するように義務付け	
			ている。但し、これらの手続き方法を明文化した「物品調達規程」はまだ整備されていないため、	
31			<mark>2026年10月</mark> までに整備するこ予定である。	
31			■審査基準(2)について	
			利益相反ポリシーに基づいて利益相反を適切に管理するために必要な「利益相反規程」を整備し、	
			協会HP上に公開している。	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/riekisouhankitei.pdf	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<i>l</i> 永共1	街旦次口	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	■審査基準(1)について 「利益相反規程」第2章に、基本方針、禁止事項、判断基準、役員の利益相反取引、利益相反管理 の対象事例を明記した利益相反ポリシーを定めている。	【証書55】利益相反規程
	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	■審査基準(1)について 「処分手続規程」第8条に通報相談窓口の設置、「【図示】処分手続きの進め方」で通報の流れを 図示、「内部通報制度に関する規程」で通報の取り扱い方法を整備し、当協会関係者に周知徹底して いる。また、当協会HPに「相談窓口」バナーを設置し、暴力・暴言、ハラスメント、ドーピング等 薬物乱用、個人情報の不適切な取扱い・名誉毀損、斡旋・強要、不正経理、社会規範に照らして不適 切と認められる行動(反社会的勢力との関係等)についての相談を受け付けてるようにしている。	【証書57】処分手続規程 【証書58】処分手続きの進め方 【証書31】内部通報制度に関する規程 【証書60】協会HPメニュー画面 2
			http://japandeafski.jp/%e3%82%b9%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%84%e3%81%ab%e3%81%8a %e3%81%91%e3%82%8b%e4%b8%8d%e6%ad%a3%e8%a1%8c%e7%82%ba%e3%80%81%e7%9b% b8%e8%ab%87%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/	
33			■審査基準(2)について 「内部通報制度に関する規程」第15条で、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課するよう定めている。 ■審査基準(3)について 「内部通報制度に関する規程」第15条で、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底するよう定めている。 ■審査基準(4)について 「内部通報制度に関する規程」第14条で、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いを禁止するよう定めている。 ■審査基準(5)について 「【図示】処分手続きの進め方」で明記している通り、当協会事務局が通報窓口の担当者を担っている。事務局はコンプライアンス研修会受講を義務つけることで、通報が正当な行為として評価されることを常に意識している。	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<i>11</i> 5.7.3	HEXT.	自己説明	証憑書類
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、 公認会計士、学識経験者等の有識者を中 心に整備すること	■審査基準(1)について 「内部通報に関する制度」第8条で、全ての通報対象事案は倫理委員会に報告され、事務局長と協議し、必要に応じて対応する運用システムにしている。 「倫理規程」第6条で、倫理員会の委員は、副会長、理事、事務局長とし、必要に応じて外部学識経験者の中から委員長が指名すると明記している。 2021年4月より外部学識経験者として顧問弁護士を倫理委員に迎え入れ、第三者の立場で評議して頂いている。 2023年の夏から高度な知見または専門性に期待して筑波技術大学の教授を1名、外部学識経験者を倫理委員に迎え入れ、第三者の立場で評議して頂いている。	【証書31】内部通報制度に関する規程 【証書16】倫理規程 【証書47】令和7年度組織図(2025) 【証書49】倫理委員会名簿(FY2023~2024)
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること		【証書59】(様式5)処分決定通知書
36	[原則10] 懲罰制度を 構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び 専門性を有すること	■審査基準(1)について 理事会諮問機関である倫理委員会において、2021年4月より外部有識者である弁護士を加えた倫理委員で処分審査を行い、処分案については弁護士の見解を確認することとしている。 また、倫理委員は通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員を審議メンバーから除外することで中立性を保っている。	【証書16】倫理規程 【証書57】処分手続規程 【証書49】倫理委員会名簿(FY2023~2024)

審査項目	原則	審査項目		
通し番号			自己説明	証憑書類
37		公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	■審査基準(1)について 「処分手続規程」第15条、及び「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程」第8条で処分決定に不 服がある場合には「日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できる」と自動応諾条項を定 めている。 また、当協会は日本スポーツ仲裁機構のHP上に「自動応諾条項の採択団体」として掲載されてい る。 https://www.isaa.ip/doc/clause/122.pdf  ■審査基準(2)について 選手選考決定に対する不服申立ては、「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程」により、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるものとすると定めている。  ■審査基準(3)について スポーツ仲裁の申立期間につき、スポーツ仲裁規則上の申立期間に制限を加えていない。	l
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	とを処分対象者に通知すること	■審査基準(1)について 処分に不服がある場合はスポーツ仲裁の判断を仰ぐことができることがわかるような手続きの流れ を図示した「【図示】処分手続きの進め方」を整備し、当協会HP上に公開している。 <a href="http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/syobuntetudukinosusumekata.pdf">http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/syobuntetudukinosusumekata.pdf</a> また、処分者対象者に対して交付している処分決定通知書(様式5) 7 項に「スポーツ仲裁の利用が可能である」旨の一筆を入れている。	【証書58】[図示]処分手続きの進め方 【証書59】(様式5)処分決定通知書

審査項目	原則	審査項目	4 7 24 np	
通し番号	「声叫10〕左₩禁冊五	(1) 七束のもはのな機管理体則も末至に	自己説明	証憑書類
	[原則12] 危機管理及	, ,		
		構築し、危機管理マニュアルを策定する	当協会では、危機の防止及び本協会の損失の最小化を目的とした危機管理に必要な事項を定めた	
	築すべきである。	こと	「危機管理規程」を整備している。同規程第29条で「危機管理委員会」の設置を明記する等、危機管  理規程の実効性を確保した危機管理体制を構築している。また、危機管理マニュアルの一つとして不	
			達然性の美効性を確保した危機管理体制を構築している。また、危機管理マーユアルの一つとして小   祥事対応を含む緊急発生時の対応の流れが一目でわかるように「危機管理規程別表」に「 緊急事態	
			件事別心を占む素忌光至時の対心の流れが、自てわかるように「危機自埋税性別表」に「素忌事息  発生時の通報経路  をフローチャートの形にしている。	
			<b>元</b>	
			<b>一</b>	
39			26、27条の中で明記している。	
39			■ 審査基準 (4) について	
			│	
			  ので、危機管理委員会を開催することで危機管理システムの改善を検討し、 <mark>2025年10月</mark> までに整備	
			することを目標にする。	
			以上の「危機管理規程」、「危機管理委員会規程」を協会HP上で公開している。	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/kikikanrikitei.pdf	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/kikikanriiinkaikitei.pdf	
	[原則12]危機管理及	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調	<b>│</b> ■審査基準(1)	【証書27】危機管理規程
	び不祥事対応体制を構	査、原因究明、責任者の処分及び再発防	当協会では、過去4年間において当協会の「処分手続規定」第3条(違反行為)の各項に該当する	【証書57】処分手続規程
	築すべきである。	止策の提言について検討するための調査	不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
		体制を速やかに構築すること		
		※審査書類提出時から過去4年以内に不祥	万が一、当協会の「処分手続規定」第3条(違反行為)の各項に該当する不祥事が発生した場合	
		事が発生した場合のみ審査を実施	は、対策室を設置し次の対応を取るように「危機管理規程」第19条で明記している。	
			①情報の収集・確認・分析及び評価	
40			②応急対応・処置の決定・指示	
			③原因の究明及び対策方針の決定	
			④対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定	
			⑤本協会内連絡の内容、時期、方法の決定	
			⑥対策室からの指示、連絡できないときの代替措置の決定	
			⑦対策実施上の役割分担等の決定、対策実行の指示、及び実行の確認 	
			⑧実施した対策の分析、評価	
			⑨その他、必要事項の決定	

審査項目	原則	審査項目			
通し番号	<b>原</b> 則		自己説明	証憑書類	
41	築すべきである。	る外部有識者(弁護士、公認会計士、学 識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部 調査委員会を設置した場合のみ審査を実 施	当協会では、過去4年間において当協会の「処分手続規定」第3条(違反行為)の各項に該当する不祥事は発生しておらず、かつ第三者機関に調査を依頼する案件が発生していないため、この項目は該当しない。	資料なし	
42	に対するガバナンスの 確保、コンプライアン	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会は地方組織がないため、本審査項目は適用されない。	資料なし	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	供や研修会の実施等による支援を行うこ	当協会は地方組織がないため、本審査項目は適用されない。	資料なし	